

日本の学校体育における武道教育に関する研究

盧 健 長見 真

キーワード：学校体育 武道教育 伝統文化 生涯スポーツ

A study about Budo education in physical education in Japan

Lu Jian Nagami Makoto

The purpose of this study is to clarify the character of the Budo education in Japan. The study will be discussed with respect to classification into four periods of Budo education in Japan.

The first stage is about the efforts of transforming Budo from "practical skills" into "sports skills" in order to carry out the Budo into school sports. Budo as sports course was applied in school for the first time during this period. In the second stage, the function of Budo's spirit education was paid more attention to, and was defined as the traditional Japanese culture for the first time. Especially the appearance of the body exercise science of Budo, it fully became a nationalist publicity means. During this period, Budo as the traditional Japanese culture, injected the Bushi-do spirit to students. In the third stage, due to the war, Budo education was forbidden. In order to revive Budo, the character of prewar traditional culture was discarded, only emphasizing the Budo's existence as sports project. In the fourth stage, especially education basic law was changed. In order to cultivate "patriotism", traditional culture education began to be paid more attention, and the traditional culture character of Budo was emphasized in school.

In the future, Budo education will be examine the relationship between traditional culture and lifelong sport.

Key words: School physical education, Budo education, Traditional Culture, Lifelong sport

1. 問題の所在と研究の目的

2006年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法では、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。その後、2008年1月中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善」という答申が出され、教育内容に関する主な改善事項に「伝統や文化に関する教育の充実」が明記された。それは、「国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。」ということであり、さらに「武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善」することが示された。これを受け、新中学校学習指導要領では第1学年及び第2学年の武道授業が男女とも必修として取り扱われるようになった（「武道の必修化」）。

しかし、武道の必修化については、その後様々な問題が起こってきた。特に、武道授業の安全問題について、内田良は柔道事故の実態を明らかにし、武道必修化の問題性を提起した（内田、2012、p.24）。これに対して、文部科学省は指導者、指導計画、施設設備、事故が発生した場合についての安全対策を提出した。

また、新学習指導要領における武道は「我が国の伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する」とする「愛国心」を学習するための手段として位置づけられたことについての批判も生じてきた。戦前の学校体操教授要目において、「我が国固有の武道」という言葉を明記して武道は日本伝統文化として強調され「愛国心」を育成することが目標と

され、学校で行われた武道は軍国主義における軍隊の育成手段になった。したがって、新学習指導要領における武道の取り扱いに対して「戦前回帰もはなはだしい」（高久、2008）という批判が起きてきた。

1977年以後、学習指導要領における体育の目標として「運動に親しむ習慣を育てる」という言葉が明記され、日本の学校体育は「楽しい体育」の時期に入り、生涯スポーツという観点が学校体育の目標として強調された。しかし、今回の武道の必修化の理由は「我が国固有の伝統と文化」を学ぶことであり、生涯スポーツ下の内容が見えない。生涯スポーツという観点から武道教育を考えていくことは今後追求されていく必要があるが、これまでの日本における武道教育の性格は生涯スポーツの観点を持つものではなく、その取り扱い方は現在の武道教育にも何らかの影響を与えている。そこで、今後の武道教育のあり方を考えていく上で、武道教育の歴史を検討することは必要だと考えられよう。

そこで、本研究は学校体育における今後の武道の取り扱い方を考える一指針を得るために、日本の学校体育における武道教育の性格及び取り扱い方を明らかにすることを目的とする。

2. 研究対象

「武道」という言葉は近代以前も出現しており、1687年発行された「武道伝来記」及び1727年発行された「武道初心集」の中に武道という言葉が明記されている。しかし、これらの「武道」は武士の規範、意識、生活態度を示し武士道ということである。武士道は主君に対する御恩と奉公の関係に基づく武士の行動規範であり身体技術と言ったものではない。これに対し現代社会に使われている「武道」は、日本で生まれた投げたり打ったり矢を射るといった身体運動技術

であり、本研究では、「武道」をこのような意味で用いることにする。

また、身体運動技術としての「武道」は日本の学校体育において、教材として扱われてきたが、その名称はさまざまであった。具体的に言えば、1913年武道が初めて学校正課になった時、学校体操教授要目に示された名称は「撃剣及び柔術」であった。1926年の「改正学校体操教授要目」では「剣道及び柔道」に改正された。1942年「国民学校体錬科教授要項」では男子の「剣道」、「柔道」、「銃剣道」、女子の「薙刀」で構成された「武道」であった。戦後、1951年「中学校、高等学校学習指導要領」に「柔道」は選択教材として男子のみ行われてきた。1956年「高等学校学習指導要領」では「相撲」、「柔道」、「剣道」又は「しない競技」であった。1958年「中学校学習指導要領」では、「剣道」、「柔道」、「相撲」で構成された「格技」が登場した。1989年に告示された中学校、高校学習指導要領では「格技」が「武道」へと名称変更した。本研究は、ここにあげた名称を教材とする領域すべてを研究対象とし、その取り扱い方及び性格を明らかにする。

3. 学制発布から「改正学校体操教授要目」までの武道教育 -第1期- (1872年～1931年)

明治維新による改革によって士族、武芸者の生活は困窮になった。そこで、生活のために唯一の財産である撃剣を興行化することにより、生活の糧を得ようとし、1873年から、幕末の剣豪榊原鍵吉を中心に撃剣会興行が出現した。それは、士族自身が武士の表芸であった撃剣を試合形式で演じて見物料を取る見せ物のようなものであり、一般大衆の娯楽の対象として、今のプロレスリングのように行われていたのである。(大道・頼住, 2003, p.4)。したがって、武術は「生死の術」から娯楽、生計のための「生計の術」

になったのである。

このようなことにより、学制発布(1872年)後の教科体育は武道を教材として取り扱っていなかった。しかし、1877年に西南戦争が起こり、旧会津武士を集めた警視庁巡査の抜刀隊が勇名を馳せ、剣術が有効な実用の術、つまり武術が逮捕術、護身術として利用価値のあることが再評価されたのである。そこで、1883年5月5日文部省は「自今本邦剣術柔術等ニ就キ教育上ノ利害適否ヲ調査スベキ旨」を体育伝習所に通達した。体育伝習所は、1883-84年の調査で、撃剣、柔術は体育の術として問題があるが、体操欠科の場合には体操代用の価値があるという結論を下した。調査結果は以下の通りであった。「(一)学校体育の正科として採用することは不適當なり。(二)習慣上行はれ易きところあるを以て、彼の正科の体操を怠り。専ら心育にのみ偏するが如きところをこれを施さば、其利を収むることを得べし。」(中村, 1976, p.54)ここに、撃剣と柔術は学校正課として行われることが否定されたと同時に、課外で行う教育価値が認められ、ゲームや競技スポーツとして評価された。要するに、この時期で逮捕術、護身術といった「実用の術」としての武道は体育という教育にとって不適切なものにとらえられていたからであった。

しかし、その後、嘉納治五郎が初めて「講道館柔道」を創設し、「柔道」は敵の闘争力を奪う実用の術としての柔術ではなく、身体づくりの「体育」に加えて「修心」という精神形成を意図していることを示した。講道館柔道は自身の鍛錬(体育)と勝負の修行、精神の修養という三つの目的を挙げ、実用の術である柔術を心身育成の運動に改めた。その後、学校衛生(学校保健)の創設者である三島通良は彼の著作「学校衛生学」(1893年)の中で、武術を正課体操代用とは認めないものの、勝敗を争うゲーム、すなわ

ち、競技スポーツとして評価した。武術はあくまで課外で行うべきという方針は一貫していた（大道・頼住，2003，p.4）。その後、1894年7月から1895年3月までに行われた日清戦争により「尚武の気風」の高揚が叫ばれ、戦後、伝統的な徳育を強調して忍耐、勇気を鍛錬するものとしての武術が次第に注目された。そして1895年に大日本武徳会が創立された。その目的は武徳の涵養とそのため武道の奨励、それによる国民の士気を振興することであった。このように社会及び学校は武術に注目してきたのである。

さらに1911年11月当時の高等師範学校体操科教授の永井道明は講習会での講義「体育理論」で、「剣道」を多用して、「撃剣」ではなく「剣道」でなければならないと、初めて指摘した。その理由は、次の通りである。「1、これまでの普通体操が、本来「体育」（身体教育）を目的とする手段であったにもかかわらず、身体教育という目的を見失って技術偏重になったことを反省し、名称の重要性を認識していた。2、体育の観点から、当時の「撃剣」が技術偏重・勝利至上主義であることを危惧していた。3、「柔術」を「柔道」と改称した柔道が近代に地歩を築いたことに注目していた。」（木下，2006，p.156）

嘉納、三島、大日本武徳会、永井らの影響により、1913年の学校体操教授要目において中学校、師範学校男子では「撃剣及び柔術」任意採用が認められ、さらに1926年の「改正学校体操教授要目」では名称が「剣道及び柔道」に変更された。両教授要目下における武道は、特に礼節といった精神の育成を重視した、身体と精神を養うものとして位置づけられたのである。

4. 「第2次改正学校体操教授要目」から「中等学校体錬科教授要目」までの武道教育-第2期-（1931年～1945年）

この時期、日本全体の国家としての様相が、国家主義、全体主義的な傾向を帯び始めるようになり、1928年7月、体育運動審議会第2回総会で「知育偏重の弊を除き体育の普及を図る」ために「在来の武道は固より広く内外の運動種目にわたりその長をとり短を捨て特に精神修養を留意する」ことが決められている（井上，1970，p.103）。1931年に中学校令施行規則が改正された。そこでは、武道を日本の伝統文化と位置づけた上で、師範学校、中等学校男子で「剣道及び柔道」を必修として取り扱うようになった。その後、1936年「第2次改正学校体操教授要目」では、「剣道及び柔道」が師範学校、中等学校及び実業学校の男子で必修となり、師範学校・高等学校及び実業学校女子では弓道・薙刀が初めて導入された。

1937年、日華戦争が拡大するにつれ、日本における「国家総動員法」が公布された。この法により、戦争に必要な人的、物的資源を国家が全面的に徴用することが可能になった。また1938年、帝国議会には「武道振興に関する建議案」が提案され、日清、日露の戦争は「武士的精神を大いに鍛錬し、武士的訓練」を受けた結果である」と述べている（松原，2006，p.47）。戦争のために、人的物的資源を総動員するのみならず、心の資源も重視して、武士道という精神が強調されたのである。この時期、日本における学校体育にはレクリエーションとしてのスポーツが否定され、一切のスポーツが国防力や戦力養成の手段として行われるようになり、特に武士道精神を育成する武道教育が重視された。そして、1942年の「国民体錬科教授要目」においては体錬科を体操科と武道科で構成し、男子は柔道及び剣道、女子は薙刀を取り扱うことになった。また、1943

年「師範学校体錬科教授要目」及び1944年「中等学校体錬科教授要目」において男子の武道授業内容に銃剣道が正課として位置づけられたのである。

この時代における武道教育は、初めて日本の伝統文化が位置づけられるようになった。その後国家主義・全体主義がさらに強まったことから武道の伝統文化の性格が重視され、「剛健敢為の心身、攻撃精神、必勝の信念、没我献身」を目標として国防力や兵力養成の手段として武道が取り扱われたのである。

5. 戦後武道の復活から「格技」の誕生までの武道教育 -第3期- (1945年～1989年)

戦前の武道教育は完全に軍国主義のために軍隊の育成手段として行われたので、戦後社会における武道活動及び学校における武道教育はすべて禁止された。その後、武道の復活のため、社会武道関係団体は武道を競技スポーツとしての武道に改め、日本体育協会に加盟した。学校における武道では、復活のために1950年5月12日文部省は、「学校柔道実施についてのお願い」という要請を文部大臣からGHQに提出した。その内容は「現在の柔道は、完全に民主的スポーツとして性格、内容をそなえ、その組織も民主的に運営され健全に発達しつつあって、もはや過去のよう軍国主義との連関性において、取り扱われるような懸念がなくなりましたので、学校スポーツの一教材として実施することはさしつかえないとの結論に達しました」というものであった(日本武道館, 2007, p.55)。そして、GHQは柔道をスポーツとして学校体育へ復活することを認めた。同年10月13日文部省は「学校における柔道の実施について」を告示して、学校での柔道の実施が認められたのである。

また、1952年10月13日全日本剣道連盟が結成された。そして1953年5月1日、文部省は「社会体育としての剣道の取り扱いについて」を通知して、社会体育としての剣道が認可されるようになった。その後、「全日本剣道連盟」は学校に剣道を導入するように文部省に要請してきた。その意図は「剣道は学校体育から積み出されていたのでは、普及面からみても極めて不得策であって、剣道の普及のためには、どうしても青少年のうちからこれに親しませるに限る」ということであった(全日本剣道連盟, 1982, p.33)。このような要請に基づいて文部省は1953年4月「学校剣道研究会」を発足させ、その結果、文部省は1953年7月7日に「学校における剣道の実施について」を通知し、高等学校以上での剣道の実施が認められることになった。

その後、1958年中学校学習指導要領が改訂され、戦前の日本固有の武道としての剣道及び柔道と、戦前は普通スポーツとして位置づけられた相撲を合わせて「格技」が構成された。その名称及び目的から見て、剣道、柔道及び相撲は単純な心身育成のための体育の術として行われて、他のスポーツと同じように扱われたのであった。

この時期の日本における体育教育は、戦前のような軍事教練の姿がすべて禁止され、「民主的スポーツ」へ変身し、アメリカ式の民主的な学校体育が行われるようになった。しかしながら、戦前日本における武道教育は軍国主義のために軍隊の育成手段として行われたので、戦後社会における武道活動及び学校における武道教育は禁止の状態であった。そのため、武道を復活するためにその伝統文化の性格を捨ててスポーツとして強調した。そして、学校で行われる武道は他のスポーツ同じように学生の心身育成するための単純なスポーツとして認められたのである。つまり、武道教育は「体育の性

格」を強調して普通の格闘スポーツとして学校体育で行われていたのである。

6. 「格技」から「武道」へと名称の変更 から現在までの武道教育 -第4期- (1989年～)

この時期は、武道を振興するためにさまざまな武道関係団体が活動を行った。特に1987年武道協議会による「武道憲章」の公布により、武道は日本の伝統文化であることを定義した。そして、1986年10月20日、教育課程審議会によってこれまでの審議結果をまとめた「中間まとめ」が発表され、その教育課程の基準の改善に関する基本方向において、中学校及び高校の保健体育の改善について「生徒の能力、適性に応じることができるようにする観点から、内容の改善を図る。また、格技については、我が国の固有の文化である武道としての特性を重視して、より充実させる方向で検討する」こととなった。学校において武道は「我が国固有の文化」と評価され、その伝統文化の特性も重視されるようになった。そして、1989年中学校及び高校学習指導要領が改訂され、戦後初めて「武道」という言葉を明記して、独立な領域として位置づけられた。

その後、2006年の教育基本法の改訂により、その教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が明記され、伝統文化における教育の作用が次第に重視された。それを踏まえて、学校教育法の改訂が行われ、第二章義務教育、第二十一条に「義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するように行われるものとする。」と明記して、学校教育法における義務教育の目標に「三

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が盛り込まれた。教育基本法のように伝統文化が強調され、愛国心の育成を重視し、そして平和の態度が義務教育の目標として説明されたのである。

2008年1月中央教育審議会によって「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善」という答申が出された。その中に保健体育科では「武道の指導を充実し、我が国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要である。」が明記され、武道は日本の伝統文化として学生に日本の伝統文化を伝える役割が重視された。また、中央教育審議会の答申は次の学習指導要領保健体育科の改訂要点として、「中学校における第一学年及び第二学年には多くの領域の学習を十分させた上で、その学習体験をもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにするため、第1学年及び第2学年で、「体づくり運動」、「器械運動」、「陸上競技」、「水泳」、「球技」、「武道」、「ダンス」及び知識に関する領域をすべて履修させる」ことを示し、武道及びダンスを必修にすることが認められた。その後、2008年改訂された中学校学習指導要領では、第一学年及び第二学年において武道が必修領域として男女ともに履修されるようになった。

要するに、この時期では、武道における伝統文化の性格が強調されて学生に伝統文化を教える内容を持った武道教育が認められたのである。

7. まとめと今後の課題

日本における武道教育の歴史を検討して

みると、その性格に基づいて四つ時期に分けることができる。第一期は武道が学校に導入するために「実用の術」から「体育の術」への努力で、武道が初めて「体育の術」という性格を持って学校で行われた。

第二期は、武道教育における精神教育が重視され、初めて武道は日本の伝統文化として位置づけられた。さらに、体錬科武道の出現により、武道は完全的な国家主義を喧伝する手段として行われていた。つまりこの時期の武道教育は伝統文化の性格を持って、伝統的な武士道精神を学生に注入するために行われてきたのである。

第三期では、武道を復活させるためにその伝統文化の性格を捨ててスポーツとして強調した。学校で行われる武道は他のスポーツと同じように学生の心身を育成するための単純なスポーツとして位置づけられたのである。

第四期には、特に、教育基本法の改訂により、「愛国心」を育成するために伝統文化教育が重視されるようになり、武道はその伝統文化の性格が強調されて学校で行われることになったのである。

このように、日本における武道教育の取り扱い方の経緯をみると、戦前における経緯（第1期—第2期）と戦後における経緯（第3期—第4期）に共通の傾向があると考えられよう。それは、戦前においては「体育の術」、戦後においては「スポーツ」の性格を持ってスタートした武道教育はその後伝統文化の性格を持つようになったということである。そうすると、今後の武道教育はどのように変質していくのであろうか、ということが今後の検討課題になるが、その際、現代社会における日本の学校体育の中心的な目標となる「生涯スポーツ」という理念との関係から武道教育を考えていくことが必要になると考えられよう。

1977年から日本学校における保健体育

科の教育目標として生涯スポーツが強調されるようになった。そして、2008年の改訂における趣旨の中で「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けて、小学校から高等学校までの12年間を見通して、各種の運動の基礎を培う時期、多くの領域の学習を経験する時期、卒業後少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期といった発達のみとまりを踏まえる」と述べている。今の学校体育の目標としての生涯スポーツとは、人々にスポーツの興味を養うことである。スポーツの楽しさが生涯スポーツの本質だと考えている。スポーツとは、一人でも楽しいもの、二人でも楽しいもの、集団でも楽しいものである。多くの人々の支持を受け、国境もない、誰でもできるものである。しかしながら、武道について中央教育審議会の副会長である梶田叡一は「武道をみんなでやる意味は日本古来の伝統文化に触れるためです。武道はスポーツとして考えたら大間違い。「道」とついているように、精神的に自分を練りあげることが強調した、一つの文化の流れなんです。強くなることを必ずしも目的とするわけではなく、武道を通じてじぶんを鍛錬し、高めることを経験するんです」（中村, 2010, p.3）と語っているように、武道とスポーツを別なものに分けてとらえている傾向がある。つまり、日本の学校における武道教育の教育目標と体育の教育目標は別のものであり、学習指導要領における武道教育の目標は「伝統的な行動の仕方」及び「伝統的な考え方」を習得するためと明記されている。こういう伝統的なものは仁、義、礼、智、信という日本伝統的な思想を教えることであり、これは生徒に生涯スポーツ観念に伝えることではなくて、日本人としての伝統道徳、国民意識を養うことである。

以上のことより、日本における武道教育はその日本伝統的な行動の仕方及び考え方

を育成するための「精神教育」のようにとらえており、体育の教育目標としての生涯スポーツとの関係にズレがみられる。この点について、松原隆一郎は、武道教育における知的な価値を強調して、その楽しみについては「武道の楽しみは、技術上の智力以外にも、礼儀作法を重んじることからくる清々しさや、相手を慮る気持ち、闘争する中でも自制心を高めることなどがある。つまり、修心の点で楽しく思えるということである」（松原、2006、p.158）と述べており、生涯スポーツとしての武道のあり方を提案している。また、樋口聡は武道教育将来について、二つの意見を出した。一つは武道とダンス融合して、競技スポーツとしての柔道や剣道ではなく、「型」の文化の典型としての武道の学習に焦点する。もう一つは、武道と社会科や国語科などの歴史学習との融合して道徳教育として強調される。（樋口、2013、p.53）。要するに、今後の課題としては、生涯スポーツ観に基づいて、武道教育をどうやって行っていくことの検討が必要があると考え。特に、武道の定義及び武道とスポーツの関係を明らかにしていくことが今後の課題といえよう。

文献

- 井上一男（1970）学校体育制度史。大修館書店：東京。
- 樋口 聡（2013）武道とダンスを学校教育で教えることにより広がる可能性とは何か。スポーツ社会研究, 21-1: 53-67.
- 学習指導要領データベース
<http://www.nier.go.jp/guideline/>（参考2013年10月）
- 池田拓人（2013）戦前の学校正科における柔道教授内容、方法の確立過程に関する研究。武道学研究, 45-(3): 159-171.
- 木下秀明（2006）「撃剣」「剣術」から「剣道」への移行過程に関する検討：永井道明の場合。体育学研究, 51-2: 151-163.
- 教育課程審議会（1986）教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）
- 文部科学省（2008）中学校指導要領解説 保健体育編
- 文部科学省（2009）高等学校指学習指導要領解説。保健体育編・体育編
- 松原隆一郎（2006）武道を生きる。ntt出版：東京
- 日本武道館（2007）日本武道協会設立30周年記念—日本の武道。日本武道館：東京
- 中村民雄（1976）明治期における武道の正課編入過程に関する研究。武道学研究, 8-3: 53-59.
- 中村民雄（2010）中学校武道必修化について。武道学研究, 42-3: 1-9.
- 中村民雄（2007）今、なぜ武道か。日本武道館：東京
- 大塚忠義（1987）「武道憲章」をめぐって。体育科教育, 35-7: 50-51.
- 鬼澤佳弘（2009）中学校武道の必修化。武道学研究, 40-3: 35-41.
- 大道 等・頼住一昭（2003）近代武道の系譜。杏林書院：東京
- 杉江正敏（1985）近代武道の成立過程に関する研究。武道学研究, IV-2: 19-24.
- 鈴木敏夫（1990）教育家と衛生家との衝突「学校衛生顧問会」と武術の学校正科編入問題。北海道大学教育学部紀要, 1-12.
- 斉藤浩二（1989）「スポーツと武道」—格技から武道への名称変更に関わるその背景について。仙台大学紀要, 第21集: 33-43.
- 志々田文明（1987）武道をめぐって。体育科教育, 35-7: 28-29.
- 城丸章夫（1987）お返事—特に武道に関わ

- る. 体育科教育, 35-7: 20-23.
- 高久明雄 (2008) 学習指導要領改訂、保健体育「武道」必修化の批判検討.
<http://www.kyoiku-soken.org/official/note/2008/04/14170401.php> (参考 2013年8月)
- 高野一宏 (1982) 学校剣道の復活課程に関する研究. 武道学研究, 15-2: 59-60.
- 高野一宏・中野八十二 (1983) 戦後日本における剣道の競技化に関する史的考察. 日本体育大学紀要 12: 135-145.
- 田中鎮雄 (1981) 文部省の学校武道指導指針の史的展開過程 (一). 武道学研究, 13-3: 19-26.
- 田中 守 (2005) 武道 (過去、現在、将来). 日本武道館: 東京
- 内田 良 (2012) だからこそ重点的な資源配分を一柔道事故の実態から武道必修化の先を考える. 体育科教育, 60-1: 24-27.
- 全日本剣道連盟 (1982) 三十年史

